

学 生 便 覧

大学院医工農学総合教育部

博士課程：統合応用生命科学専攻

(生命農学コース、生命工学コース)



UNIVERSITY
OF
YAMAGUCHI

2025

山梨大学

学 生 便 覧 目 次

◎ 学則・細則等

1. 山梨大学大学院学則・	1
2. 山梨大学学位細則・	1 9
3. 山梨大学英文学位記交付要領・	2 5
4. 山梨大学大学院研究生細則・	2 7
5. 山梨大学大学院科目等履修生細則・	2 9
6. 山梨大学大学院特別研究学生交流細則・	3 1
7. 山梨大学外国人留学生細則・	3 5
8. 山梨大学大学院医工農学総合教育部G P A制度に関する要項・	3 7
9. 山梨大学大学院医工農学総合教育部細則・	4 1
10. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻 履修規程・	5 3
11. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻 学位論文審査規程・	5 5
12. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻 長期履修学生規程・	5 9

1 山梨大学大学院学則

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年	10月30日	
	平成24年	7月25日	
	平成26年	9月29日	
	平成26年	11月28日	
	平成26年	12月24日	
	平成27年	11月26日	
	平成28年	11月29日	
	平成30年	1月30日	
	平成31年	1月29日	
	令和2年	1月28日	
	令和2年	9月29日	
	令和3年	3月30日	
	令和4年	1月25日	
	令和5年	1月23日	
	令和6年	1月22日	
	令和6年	3月25日	
	令和7年	1月27日	

第1節 総則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

2 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。

3 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 教育学研究科教職大学院の課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、教育部)

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医工農学総合教育部

博士課程

4年博士課程

医学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

工学専攻

統合応用生命科学専攻

修士課程

生命医科学専攻

看護学専攻

工学専攻

生命環境学専攻

- 2 前項の研究科、教育部及び各専攻ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第1のとおりとする。

(研究部)

第3条 大学院に総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（但し、甲府キャンパスにおいては、学年暦で定めた休日授業日を除く）

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上であ

る課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（教職大学院の課程の入学資格）

第9条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める普通免許状（二種以上）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

（4年博士課程の入学資格）

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学における修業年限6年の医学を履修する課程を修了した者

(2) 大学における修業年限6年の歯学を履修する課程を修了した者

(3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者

(4) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了した者

(6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年（医学、歯学、獣医学又は薬学に限る）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(11) 我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(3年博士課程の入学資格)

第11条 3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長

又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

- 第17条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該教育部教授会の意見を聴いて、許可することがある。
- 2 教職大学院の課程の学生で、それに設置される他のコースへ転コースを志願する者については、当該研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。
- 3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

- 第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

- 第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。
- 2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。
- 3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。
- 4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修学生)

- 第19条の2 大学院において、職業を有している等の事情による場合、及び教職大学院の課程において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める普通免許状（一種又は二種）の取得を希望し認められた場合に、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。
- 2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針等)

- 第20条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則（以下「教育学研究科規則」という。）の定めるところによる。
- 5 医工農学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）の定めるところによる。

(授業の方法)

- 第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算基準)

- 第20条の3 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。
- 2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
 - 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

- 第20条の4 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
 - 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

- 第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第22条 削除

(他の大学院における授業科目の履修)

- 第23条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

- 第23条の2 大学院設置基準第15条に規定する連携開設科目において修得した単位は、7単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

- 第24条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育部細則の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

- 第25条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第29条 第20条から第28条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第30条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条及び第19条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第37条、第38条及び第39条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

第31条 学生が、病気その他特別の理由により2月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあつては2年、4年博士課程にあつては4年、3年博士課程にあつては3年まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(復学)

第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い

出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (7) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。ただし、現職教員としての実務の経験を有する者のうち所定の基準を満たした者の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、41単位以上(実習5単位を含む。)を修得することとする。

(博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該過程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該課程において修得すべきものについての審査

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部細則に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の

審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

- 第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(大学院における在学期間の短縮)

- 第39条の2 大学院は、第26条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第9条から第11条までのいずれかの規定により修士課程、教職大学院の課程、4年博士課程又は3年博士課程の入学資格を有した後、修得したものに限り。)を大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程においては、課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 2 前項の規定は第37条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の在学期間においては、適用しないものとする。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

- 第39条の3 教職大学院の課程は、第37条の2に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

- 第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。
- 2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。
- 3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。
- 5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位細則の定めるところによる。

第8節 賞罰

(表彰)

- 第41条 学生として表彰に値する行為があつた場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

- 第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等
(研究生)

第43条 大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他
(検定料、入学料及び授業料)

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

第49条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

(雑則)

第50条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院学則（平成7年4月1日制定）、山梨医科大学大学院規則（昭和61年4月1日制定）及び山梨大学大学院学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学

大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 物質生命・工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専修及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6（1）
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6（1）
		教科教育専攻	55（5）
		計	70（7）
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。
- 5 第4条に定める医学工学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程		専 攻 名	収 容 定 員		
				平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学工学 総合教育部	博士 課程	4 年	先進医療科学専攻	8 0	7 6	7 2
			生体制御学専攻	4 6	4 4	4 2
		計	1 2 6	1 2 0	1 1 4	
	3 年	ヒューマンヘルスケア学専攻	1 2	1 2	1 2	

			人間環境医工学専攻	5 2	5 0	4 8
			機能材料システム工学専攻	3 6	3 3	3 0
			情報機能システム工学専攻	3 3	3 0	2 7
			環境社会創生工学専攻	3 6	3 3	3 0
			計	1 6 9	1 5 8	1 4 7
		計	2 9 5	2 7 8	2 6 1	
合 計				(7)	(6)	(6)
				8 7 9	8 6 2	8 4 5
				〔 6 〕	〔 6 〕	〔 6 〕

附 則

この規則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第4条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部修士課程医科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、コンピュータ・メディア工学専攻、土木環境工学専攻、応用化学専攻、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医工農学総合教育部修士課程及び前項の規定により存続する医学工学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専 攻	収容定員
医学工学総合教育部	医科学専攻	20
	看護学専攻	16
	機械システム工学専攻	33
	電気電子システム工学専攻	27
	コンピュータ・メディア工学専攻	30
	土木環境工学専攻	27
	応用化学専攻	30
	生命工学専攻	22
	持続社会形成専攻	24
	人間システム工学専攻	18
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	10
	看護学専攻	14
	工学専攻	181
	生命環境学専攻	45
合 計		497

- 附則第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 前項の規定により存続する医学工学総合教育部博士課程及び医工農学総合教育部博士課程の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専攻	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学工学総合教育部	先進医療科学専攻	51	34	17
	生体制御学専攻	30	20	10
	ヒューマンヘルスケア学専攻	8	4	0
	人間環境医工学専攻	32	16	0
	機能材料システム工学専攻	20	10	0
	情報機能システム工学専攻	18	9	0
	環境社会創生工学専攻	20	10	0
医工農学総合教育部	先進医療科学専攻	17	34	51
	生体制御学専攻	10	20	30
	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	8	12
	人間環境医工学専攻	16	32	48
	機能材料システム工学専攻	10	20	30
	情報機能システム工学専攻	9	18	27
	環境社会創生工学専攻	10	20	30
合 計		255	255	255

附 則

この規則は、平成28年11月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第4条に定める医工農学総合教育部博士課程の平成30年度から平成32年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課 程	専 攻	収容定員		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医工農学総合教育部	博士課程	4年 医学専攻	20	40	60
		3年 ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
	3年	工学専攻	23	46	69
		統合応用生命科学専攻	10	20	30

- 第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医工農学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する医工農学総合教育部博士課程の平成30年度から平成32年度までの収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課 程	専 攻	収容定員		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医工農学総合教育部	博士課程	4年 先進医療科学専攻	51	34	17
		生体制御学専攻	30	20	10
	3年	人間環境医工学専攻	32	16	—
		機能材料システム工学専攻	20	10	—
		情報機能システム工学専攻	18	9	—
		環境社会創生工学専攻	20	10	—

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条に定める教育学研究科の教職大学院の課程の平成31年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	52

- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育学研究科修士課程教育支援科学専攻、教科教育専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程の平成31年度の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	22 (2)
		計	28 (3)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科、医学工学総合教育部、医工農学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条に定める医工農学総合教育部修士課程の令和7年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課 程	専 攻	収容定員
医工農学総合教育部	修士課程	看護学専攻	21

別表第1(第2条第2項関係)

研究科、教育部	人材養成上の目的	教育目標
教育学研究科	地域や学校の教育課題に対応し、学校において指導的・中核的な役割を果たす教員の育成	地域や学校の教育課題への対応や、学校改善のためのマネジメント能力などとともに、教科横断と校種縦断という視点から、教科の目標・本質を踏まえた授業構想・展開などの総合的な実践力を高めることを目標とします。
医工農学総合教育部 博士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	研究者もしくは高度な専門技術者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力並びに高い倫理観を備えた優れた研究者もしくは高度な専門技術者の養成を目指します。
医工農学総合教育部 修士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	専門知識及び開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を修得し、専門技術者・研究者として社会に貢献できる人材の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
教育実践創成専攻	現職教員大学院生に対しては、若手教員の育成や、教科の目標・本質を踏まえた学習指導、学級マネジメントに関する指導的役割を果たし、新しい学校づくりのリーダーや管理職として学校を運営していく教員の育成 学部卒大学院生に対しては、教科指導・学級経営に関する実践力を備え、将来的に新しい学校づくりの有力な担い手となる教員の育成	教育に関する高度な実践的専門性を有し、地域の学校の課題に即した学校改善・学級改善・授業改善の構想力・実践力、教育実践をリードする力の育成や、小学校、中・高等学校の各教科において質の高い教育内容研究・教材研究をもとにした授業の構想力・実践力、さらに教科横断・校種縦断に基づく高度な授業開発力の育成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
医学専攻	臨床あるいは研究の場において、独自に課題を設定し、創薬・医療技術開発、公共健康政策の推進に寄与できる人材の養成	医学・医療の分野に関する優れた研究能力と高度な専門的知識を身に付け、臨床あるいは研究の場において、創薬・医療技術開発、医療関連事業、公共健康政策の推進に貢献できるような、問題意識の高い自立した人材の養成を目指します。
ヒューマンヘルスケア学専攻	人間を科学的に理解し、健康生活の維持、促進を支援できる人材の養成	人間を身体・心理・社会的側面から包括的に捉え、ライフステージにおける健康問題からの回復および健康生活の維持・促進を支援することを目的とするヒューマンヘルスケア学にふさわしい実践方法、研究方法、および教育活動の開発・構築に努め、看護学の発展に寄与する人材の養成を目指します。
工学専攻	共通の数理科目を含む体系的な専門教育カリキュラムにより、企業、公的研究機関及び高等教育機関における研究開発の中核を担う能力と実践力を有する人材を養成	医工農の分野を越えた研究指導体制と学際的教育を施すことにより工学とその周辺領域の俯瞰力と産業や研究開発マネジメント力を涵養する。また、部共通の科学者倫理科目に加え専攻共通のリスクマネジメント科目を履修させることにより現代の産業や工業技術が自然や身体に与える影響に関する洞察力和高い倫理性を身につけた人材の養成を目指します。
統合応用生命科学専攻	医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新をもたらすことのできる高度な人材の養成	生命科学を学術の共通基盤とする農学分野の「生命農学コース」、医学分野の「生命医科学コース」、工学分野の「生命工学コース」の3コースが「健康」を共通のキーワードとして連携して教育を行い、医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新を行い、人類にとって最も普遍的な価値をもつ「健康」に関する課題に対して複数の解決法を見だし、社会の発展及び人類の福祉に貢献する高度専門職業人及び研究者の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
生命医科学専攻	高度先端技術と学際的知識を備えた先進的な研究者、もしくは高度な専門技術者の養成	将来の生命科学研究を担う研究者の養成ばかりではなく、同時に生命科学、社会医学研究の成果を、医療機関の現場、保健医療行政および健康教育分野において実践できる高度の先端技術と学際的知識を持つ専門技術者の養成を目指します。
看護学専攻	質の高い看護サービスを提供できる看護専門職の養成	質の高い看護サービスを提供するために求められる科学的知識と技術を有する看護専門職の養成を目指します。
工学専攻	イノベーションの持続的創出を担いグローバルに活躍できる高度専門職業人の養成	工学系高度専門職業人に共通して求められる解析法および分析法を修得させるとともに、高度な専門知識および専門応用能力をもち、各種工業技術を適正かつ効率的に駆使し、産業分野で中核となって活躍できる人材を育成します。くわえて、関連する専門分野をより広く学ぶことにより俯瞰的なものの見方を身につけ、コミュニケーション能力や国際的視野も兼ね備え、社会や産業の急速な変化に対応できるとともに新たな産業分野においても活躍できる素養を身につけた工学系高度専門職業人の養成を目指します。
生命環境学専攻	人類の普遍的課題である「食と健康」及び「生命と環境」に関する多様で複雑な諸課題を、農学を基盤とした学際的取り組みによって解決へと導くことが出来る高度専門職業人の養成	農学を基盤とした文理融合教育により広範な知識を身につけると共に、「バイオサイエンスコース」、「食物・ワイン科学コース」、「地域環境マネジメントコース」の各コースの専門科目を学ぶことにより、「食と健康」及び「生命と環境」に関する深い専門性と高度な技術を備えた人材の養成を目指します。

別表第2（第4条関係）

（単位：人）

研究科、教育部	課 程		専 攻	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職大学院の課程		教育実践創成専攻	38	76
医工農学総合教育部	修士課程		生命医科学専攻	10	20
			看護学専攻	7	14
			工学専攻	181	362
			生命環境学専攻	45	90
			計	243	486
	博士課程	4年	医学専攻	20	80
			計	20	80
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			工学専攻	23	69
			統合応用生命科学専攻	10	30
			計	37	111
		計		57	191
合 計			338	753	

（注）（ ）は外国人留学生で内数

2 山梨大学学位細則

制定 平成27年11月26日
 改正 平成30年 1月30日
 平成31年 2月19日
 令和 3年11月19日
 令和 4年11月18日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部修士課程

生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程

4年博士課程

医学専攻	博士（医学）
------	--------

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
---------------	---------

工学専攻	博士（工学）
------	--------

〃	博士（学術）
---	--------

統合応用生命科学専攻	博士（農学）
------------	--------

〃	博士（生命医科学）
---	-----------

〃	博士（生命工学）
---	----------

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格

し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（学位論文の中間審査）

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

（修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

（学位論文又は研究成果の提出）

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

（学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付）

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

（審査の付託）

第9条 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

（審査委員）

第10条 医工農学総合教育部教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって医工農学総合教育部教授会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 医工農学総合教育部教授会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとした者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、

学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

- 第22条 本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第23条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

- 第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医工農学総合教育部博士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科修士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に生命環境学部 に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年12月1日から施行する。

別記様式：省略

3 山梨大学英文学位記交付要領

制定 平成18年11月21日

改正 平成30年 2月26日

(趣旨)

- 1 この要領は、山梨大学（以下「本学」という。）において修士又は博士の学位を授与された者に対して、英文による学位記の副本（以下「英文学位記」という。）を交付することについて定めるものである。

(英文学位記の交付)

- 2 本学において修士又は博士の学位を授与された者に対して交付するものとする。

(英文学位記の様式)

- 3 英文学位記の様式は、山梨大学学位細則第24条に定める。

(研究科等の英文名)

- 4 研究科・教育部、専攻及び学位の英文名は、別表のとおりとする。

(英文学位記の交付方法)

- 5 英文学位記は、学位記と同一日付で交付するものとする。

附 記

この要領は、平成18年11月21日から実施する。

附 記

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

別表：省略

4 山梨大学大学院研究生細則

制定	平成28年	2月24日
改正	平成30年	1月30日
	平成31年	2月19日
	令和6年	4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 修士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 教職大学院の課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条及び第9条の2の規定に該当する者、又は国費外国人留学生（教育研修留学）とする。

3 医工農学総合教育部4年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

4 医工農学総合教育部3年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願しようとする者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長に願出するものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - (4) 最終学校の成績証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 推薦書（学校、企業等に勤務している者にあつては、その所属長の承認書）
 - (7) その他大学院が必要と認める書類
- 2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、それぞれ次の委員会又は教授会が行う。

教育学研究科

教育学研究科委員会

医工農学総合教育部

医工農学総合教育部教授会

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。

- 2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、途中で退学しようとするときは、指導教員の承諾を得た後、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。
- 3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 教育学研究科又は医工農学総合教育部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) その他指導教員が研究生として適当でないと判断し、これを教育学研究科長又は医工農学総合教育部長が認めた者

(諸規則等の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規定は、研究生にこれを準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院研究生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

5 山梨大学大学院科目等履修生細則

制定	平成28年	2月24日
改正	平成28年	9月1日
	平成31年	2月19日
	令和6年	4月1日
	令和7年	4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則第44条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院(以下「大学院」という。)の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 修士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 医工農学総合教育部4年博士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

3 医工農学総合教育部3年博士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ授業科目担当教員(以下「授業科目担当教員」という。)の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、医工農学総合教育部の長に願出するものとする。

(1) 入学願書(所定の様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

(4) 最終学校の成績証明書

(5) 健康診断書

(6) 推薦書(学校、企業等に勤務している者にあつては、所属長の承認書)

(7) その他大学院が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 科目等履修生の選考は、次の教授会が行う。

医工農学総合教育部

医工農学総合教育部教授会

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学金及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目の制限)

第8条 科目等履修生が1年以内に修得できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 医工農学総合教育部修士課程にあつては20単位以内。ただし、生命医科学専攻及び看護学専攻にあつては10単位以内
- (2) 医工農学総合教育部4年博士課程にあつては10単位以内
- (3) 医工農学総合教育部3年博士課程にあつては8単位以内

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第10条 医工農学総合教育部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、単位を修得した科目について証明書を交付する。

(除籍)

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) その他授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと判断し、医工農学総合教育部長が認めた者

(諸規則の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

6 山梨大学大学院特別研究学生交流細則

制定 平成28年2月24日

改正 令和4年3月22日

第1章総則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条の規定に基づき、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。以下「他大学院等」という。）において、研究指導を受ける者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び大学院学則第45条の規定に基づき、他の大学の大学院の学生で、山梨大学（以下「本学」という。）の大学院において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学院等との協議)

第2条 大学院学則第24条及び第45条の規定に基づく本学大学院と他大学院等との協議は、次に掲げる事項について、教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長（以下「研究科長等」という。）が行うものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 学生数
- (3) 研究指導を行う期間
- (4) その他必要な事項

第2章特別研究派遣学生

(出願手続)

第3条 特別研究派遣学生として他大学院等の研究指導を受けることを志願する者は、所定の願書を研究科長等に提出しなければならない。

(研究指導の承認)

第4条 前条の出願があったときは、研究科委員会等の議を経て、第2条に規定する協議に基づき、研究科長等が許可し、学長に報告するものとする。

(研究指導期間)

第5条 特別研究派遣学生の研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、医工農

学総合教育部 4 年博士課程及び 3 年博士課程に在籍する学生で、教育研究上有益と認められたときは、研究科委員会等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導を受ける期間の延長を許可することがある。

2 前項の研究指導を受ける期間は、通算して 2 年を超えることができない。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第 6 条 特別研究派遣学生としての研究指導を受ける期間は、大学院学則第 18 条に規定する標準修業年限及び大学院学則第 19 条に規定する在学年限に算入する。

(研究報告)

第 7 条 特別研究派遣学生は、他大学院等において研究指導が終了したときは、直ちに（外国の大学院等で研究指導を受けた者にあつては、帰国の日から 1 月以内）研究科長等に研究終了報告書を提出しなければならない。

(研究指導の承認の取消し)

第 8 条 研究科長等は、特別研究派遣学生が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導の承認を取り消すことがある。

- (1) 本学又は他大学院等の規則等に違反したとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められたとき。

第 3 章 特別研究学生

(出願手続)

第 9 条 特別研究学生として本学大学院において研究指導を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を本学大学院が別に定める期間内に、所属する他大学院等の長を経て、研究科長等に提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生入学願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 所属する大学院の長の推薦書
- (4) 健康診断書

(入学の許可)

第 10 条 他大学院等から特別研究学生の受入れについて依頼があったときは、第 2 条に規定する協議に基づき、選考の上、研究科委員会等の意見を聴いて、学長が入学を許可するものとする。

(研究指導状況報告書の交付)

第11条 研究科長等は、所定の研究指導を終了した特別研究学生で研究指導状況報告書の交付を希望する場合は、研究指導状況報告書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 次の各号の一に該当する特別研究学生の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生である場合

(2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部科学省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した大学からの外国人留学生である場合

(3) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部科学省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した公立大学又は私立大学の大学院の学生である場合

(4) その他、特に学長が認めた場合

3 既納の授業料は返還しない。

(実験、実習等の費用)

第13条 実験、実習等に要する費用は、特別研究学生に負担させることがある。

(準用規定)

第14条 第5条及び第8条の規定は、特別研究学生について準用する。この場合において、第5条及び第8条中「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、山梨大学学則及び大学院学則の規程を準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院特別研究学生交流規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

7 山梨大学外国人留学生細則

制定 平成28年 2月24日

改正 令和 3年10月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第44条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第47条第3項の規程に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する外国人学生をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。ただし、研究生については、月の始めとすることができる。

(入学資格)

第5条 外国人留学生の入学資格は、第3条の区分に応じ、それぞれ学則、大学院学則、山梨大学専攻科規則、山梨大学研究生細則、山梨大学大学院研究生細則、山梨大学科目等履修生細則、山梨大学大学院科目等履修生細則の定めるところによる。

(入学出願の手続)

第6条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添え、学長に願出しなければならない。

(合格者の選考)

第7条 合格者の選考は、学力、人物、健康等のほか、修学に必要な語学力について行う。
2 前項の選考結果による合格者の決定は、当該学部の教授会、又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ)

第8条 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、文部科学省からの依頼に基づき、当該学部、又は研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(特別聴講学生及び特別研究学生の受入れ)

第9条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にか

かわらず、それぞれ山梨大学学生交流細則、山梨大学大学院特別研究学生交流細則の定めるところによる。

(入学手続)

第10条 第7条の選考に合格した者、第8条及び第9条の規定により受入を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(検定料等の特例)

第12条 国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料（以下「検定料等」という。）は徴収しない。

2 前項のほか、授業料を不徴収とする旨の大学間交流協定、学部間交流協定を締結した外国の大学からの外国人留学生の検定料等は徴収しない。

(学則等の準用)

第13条 この細則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他学内規程等の学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学外国人留学生規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

8 山梨大学大学院医工農学総合教育部G P A制度に関する要項

制定 平成28年 4月 1日

改正 令和 3年12月 3日

改正 令和 5年 1月23日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学大学院医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「G P A」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「G P A」とは、各授業科目11段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「G P」という。）を付与して算出する1単位当たりのG P平均値をいう。

2 G P A対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第23条の規定により履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目
- (3) 大学院学則第26条の規定により、本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、G P Aの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他の大学院等との単位互換等で修得した科目

(成績評価基準およびG P)

第3条 教育部で定める成績評価の成績評価基準は、以下のとおりとする。

	評価	評価基準
合格	S	到達目標を達成し、卓越した学習成果をあげた
	A	到達目標を達成し、優秀な学習成果をあげた
	B	おおむね到達目標を達成した
	C	最低限の到達目標を達成した
不合格	F	到達目標を達成していない

第3条の2 教育部で定める成績評価並びにG Pは、以下のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|----------|-----------|
| (1) S | (95～100) | G P = 4.0 |
| (2) S ⁻ | (90～94) | G P = 3.7 |
| (3) A ⁺ | (87～89) | G P = 3.3 |
| (4) A | (83～86) | G P = 3.0 |
| (5) A ⁻ | (80～82) | G P = 2.7 |
| (6) B ⁺ | (77～79) | G P = 2.3 |
| (7) B | (73～76) | G P = 2.0 |

(8) B ⁻	(70～72)	GP = 1.7
(9) C ⁺	(66～69)	GP = 1.3
(10) C	(60～65)	GP = 1.0
(11) F	(0～59及び未受験)	GP = 0.0
(12) N	(無資格)	GP = 0.0
(13) T	(認定)	GP = 対象外
(14) I	(未入力、保留)	GP = 対象外

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計
／ 当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

- (2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計
／ 入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。
- GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月1日、後期にあつては3月10日とする。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
- 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。
- 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格（F又はN GP = 0）と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の成績評価と新たな成績評価を併記して記録する。

(GPAの通知及び記載)

第8条 GPAの学生への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

2 通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

(GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育・DX推進センター長に申請するものとする。

2 大学教育・DX推進センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

第10条 削除

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院医学工学総合教育部GPA制度に関する要項(平成24年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要項は、令和3年12月3日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は令和5年1月23日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

9 山梨大学大学院医工農学総合教育部細則

制定	平成28年	1月27日
改正	平成29年	3月27日
	平成30年	1月30日
	平成31年	2月19日
	令和2年	2月5日
	令和3年	2月9日
	令和3年	3月24日
	令和4年	2月17日
	令和5年	2月3日
	令和5年	3月13日
	令和5年12月	22日
	令和6年	3月13日
	令和7年	2月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第2項、第29条及び第37条の3第2項の規定に基づき、山梨大学医工農学総合教育部の教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定める。

第2章 修士課程

(履修基準)

第2条 修士課程の学生は、別表1に定める基準に従って所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第3条 修士課程で開講する各専攻の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(単位の基準)

第4条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 研究及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第5条 医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）は修士課程の学生に対して、修士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

2 前項の研究指導は、主指導教員と副指導教員からなる教員の組織（以下「指導教員グル

ープ」という。)を定めて行うことができる。

3 指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻等)

第6条 大学院学則第17条第1項の規定により、修士課程の学生で、転専攻を志願する者は、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

2 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。

3 転専攻の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。

4 転専攻した場合の在学期間は、教授会が定める。

5 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。

6 転コースについては、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第7条 大学院学則第23条の規定により、修得した単位は、合計15単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。ただし、第10条本文の規定により認められる単位と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の専攻及び学部における授業科目の履修)

第8条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。

2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、学部の課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。

3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第2条に規定する単位として認めることができる。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第8条の2 大学院学則第23条の2の規定により、連携開設科目において修得した単位は、7単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第9条 大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。ただし、この期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、修士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき15単位を超えない範囲で第2条に規定する単位として認めることができる。ただし、第7条本文の規定により認められる単位と合わせて20単位を超えないものとする。

(転入学による既修得単位の認定)

第11条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

- 第12条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。
- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 3 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。
- 4 学部の課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 5 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、当該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

- 第13条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。ただし、研究については、特に試験又は研究報告の審査以外の方法で、これに代えることができる。

(成績)

- 第14条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。
- 2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。
- | | | |
|------|----------------|------------|
| (1) | S | 95～100点 |
| (2) | S ⁻ | 90～94点 |
| (3) | A ⁺ | 87～89点 |
| (4) | A | 83～86点 |
| (5) | A ⁻ | 80～82点 |
| (6) | B ⁺ | 77～79点 |
| (7) | B | 73～76点 |
| (8) | B ⁻ | 70～72点 |
| (9) | C ⁺ | 66～69点 |
| (10) | C | 60～65点 |
| (11) | F | 0～59点及び未受験 |

(修士の学位論文又は研究成果)

- 第15条 修士課程の学生は、修士の学位論文又は研究成果を指導教員の承認を得て、教育部長に提出しなければならない。ただし、大学院学則第37条の3に規定する博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者については、この限りでない。
- 2 学位論文又は研究成果は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(博士論文研究基礎力審査)

- 第15条の2 前条第1項ただし書中の博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者は、指導教員の承認を得て、教育部長に願い出なければならない。
- 2 博士論文研究基礎力審査は、所定の単位数を修得した者でなければ願い出ることができない。

(最終試験)

第16条 修士課程の最終試験を受験することができる者は、修士の学位論文又は研究成果の審査を終了した者でなければならない。

(博士課程への進学)

第17条 本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学しようとする者については、選考の上、進学を許可する。

2 前項の規定により博士課程に進学しようとする者は、博士課程において指導を受けようとする教員の承認を得た上、進学願書を教育部長に提出しなければならない。

3 教育部長は、進学願書を受け付けたときは、博士課程の各専攻に選考を付託するものとする。

4 博士課程の各専攻は、進学の選考が終了したときは、その結果を教育部長に報告するものとする。

5 教育部長は、前項の報告に基づいて進学者を決定し、所定の手続きを終えた者に対し進学を許可する。

(教育職員免許状取得)

第18条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法に定める単位を修得しなければならない。

2 修士課程において、教員の免許状の所要資格を取得できる専攻は次に掲げる専攻とし、取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

高等学校教諭専修免許状（工業）

工学専攻

3 第1項に定める単位は、別表3に掲げる授業科目のうちから修得するものとする。

第3章 博士課程

(履修基準)

第19条 博士課程の学生は、別表4に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第20条 博士課程で開講する専攻別の授業科目及び単位数は、別表5のとおりとする。

(単位の基準)

第21条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) フィールド・リサーチ、実験及び研究については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) ジョブ型研究インターンシップについては、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が実施するジョブ型研究インターンシップに基づき行われるインターンシップを行うことをもって2単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第22条 教授会は博士課程の学生に対して、博士の学位論文の作成等に対する研究指導(以

下「研究指導」という。)を行う教員(以下「指導教員」という。)を定める。

- 2 前項の研究指導は、指導教員グループを定めて行うことができる。
- 3 指導教員及び指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻等)

第23条 大学院学則第17条第1項の規定により、博士課程の学生で、転専攻を志願する者は、教育部長に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 (削除)
- 3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。
- 4 転専攻願の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。
- 5 3年博士課程の専攻から4年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第38条の規定によるものとする。
- 6 4年博士課程の専攻から3年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第39条の規定によるものとする。
- 7 3年博士課程の専攻から3年博士課程の異なる修了要件の専攻に転専攻した場合は、転専攻後の専攻の修了要件によるものとする。
- 8 前3項の場合における在学期間は、教授会が定める。
- 9 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。
- 10 転コースについては、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第24条 大学院学則第23条の規定により、修得した単位は、合計15単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。ただし、第27条本文の規定により認められる単位と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の専攻及び修士課程の授業科目の履修)

- 第25条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。
- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、修士課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は2単位まで第19条に規定する単位数に含ませることができる。
 - 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第26条 教育部は大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院等において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、博士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき15単位を超えない範囲で第19条に規定する単位として認めることができる。ただし、第24条本文の規定により認められる単位と合わせて20単位を超えないものとする。

(転入学による既修得単位の認定)

第28条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。

2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

3 他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。

4 修士課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長の許可を受けなければならない。

5 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。

(成績)

第31条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- | | | |
|------|----------------|------------|
| (1) | S | 95～100点 |
| (2) | S ⁻ | 90～94点 |
| (3) | A ⁺ | 87～89点 |
| (4) | A | 83～86点 |
| (5) | A ⁻ | 80～82点 |
| (6) | B ⁺ | 77～79点 |
| (7) | B | 73～76点 |
| (8) | B ⁻ | 70～72点 |
| (9) | C ⁺ | 66～69点 |
| (10) | C | 60～65点 |
| (11) | F | 0～59点及び未受験 |

(博士の学位論文)

第32条 博士課程の学生は、博士の学位論文を指導教員又は指導教員グループの承認を得て、教育部長に提出しなければならない。

2 学位論文は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(最終試験)

第33条 博士課程の最終試験を受験することができる者は、博士の学位論文の審査を終了した者でなければならない。

第4章 雑則

(その他の事項)

第34条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、第7条、第10条、第24条及び第27条を除き、従前の例による。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

別表 1 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 2 条関係) 省略

別表 2 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 3 条関係) 省略

別表 3 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 1 8 条関係) 省略

別表 4 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 1 9 条関係)

大学院医工農学総合教育部博士課程履修基準表

< 4 年博士課程 >

【医学専攻】 省略

< 3 年博士課程 >

【ヒューマンヘルスケア学専攻】【工学専攻】 省略

【統合応用生命科学専攻】

コース	科目区分		必修・選択の別	授業区分	必要単位数
生命農学コース 生命工学コース	大学院共通科目		必修	講義	1 単位
			選択必修	講義	1 単位
	専攻共通科目		必修	講義	2 単位
	コース専門科目		選択	講義	4 単位
			必修	演習	2 単位
				研究	4 単位
	合計				
生命医科学コース	大学院共通科目		必修	講義	1 単位
			選択必修	講義	1 単位
	専攻共通科目		必修	講義	2 単位
	専門科目 コース	医学・看護学 共通科目	選択	講義	2 単位
		生命医科学 専門科目	選択	講義	2 単位
			必修	演習	2 単位
				研究	4 単位
	合計				

(注)

1. 大学院共通科目 2 単位、専攻共通科目 2 単位、専攻が開講するコース専門科目 1 0 単位以上 (所属するコースの講義科目を 4 単位以上を含む)、合計 1 4 単位以上を修得すること。
2. 必修科目は、大学院共通科目 2 単位、専攻共通科目 2 単位、コース専門科目 6 単位の合計 1 0 単位である

別表 5（山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 20 条関係）

＜ 4 年博士課程＞

【医学専攻】 省略

＜ 3 年博士課程＞

【ヒューマンヘルスケア学専攻】【工学専攻】 省略

【統合応用生命科学専攻】

科目区分		科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
大学院 共 通 科 目		P S C 7 0 1	科学者倫理学	1	●
		P S C 7 0 2	医工農総合特論	1	○
		P S C 7 0 4	研究コミュニケーション・社会展開特論	1	○
		P S C 7 0 3	ジョブ型研究インターンシップ ※	2	
専 攻 共 通 科 目		P I C 7 0 1	統合応用生命科学特論	1	●
		P I C 7 0 2	ヘルスサイエンス特論	1	●
生命農学コース専門科目		P I A 7 0 1	発酵微生物学特論	2	
		P I A 7 0 2	食品加工・栄養学特論	2	
		P I A 7 0 3	食品成分解析学特論	2	
		P I A 7 0 5	微生物分類学特論	2	
		P I A 7 0 6	微生物利用工学特論	2	
		P I A 7 0 7	植物機能開発学特論	2	
		P I A 7 0 8	微生物機能開発学特論	2	
		P I A 7 9 1	生命農学特別演習Ⅰ	1	★
		P I A 7 9 2	生命農学特別演習Ⅱ	1	★
		P I A 7 9 3	生命農学特別研究Ⅰ	2	★
		P I A 8 0 1	生命農学特別研究Ⅱ	2	★
生命医科学コース専門科目	医学・看護学共通科目	PMN 7 0 1	医療データ解析・臨床疫学特論Ⅰ	1	
		PMN 7 0 2	医療データ解析・臨床疫学特論Ⅱ	1	
		PMN 7 0 3	生命倫理学特論	1	
		PMN 7 0 4	神経科学特論	2	
		PMN 7 0 5	循環器生物医学特論	1	
		PMN 7 0 6	腎病態医学特論	1	
		PMN 7 0 7	基礎腫瘍学特論	1	
		PMN 7 0 8	臨床腫瘍学特論	1	
		PMN 7 0 9	医療情報学特論	1	

生命医科学専門科目	P I M 7 0 1	分子遺伝疫学特論	2	
	P I M 7 0 2	神経薬理学特論	2	
	P I M 7 0 3	分子神経化学特論	2	
	P I M 7 0 4	高次神経機能学特論	2	
	P I M 7 0 5	知覚・認知神経科学特論	2	
	P I M 7 0 6	神経制御特論	2	
	P I M 7 0 7	細胞生物学特論	2	
	P I M 7 0 8	発生遺伝学特論	2	
	P I M 7 0 9	細胞間コミュニケーション特論	2	
	P I M 7 1 0	脳腫瘍医学特論	2	
	P I M 7 1 1	呼吸器病態学特論	2	
	P I M 7 1 2	数理科学特論	2	
	P I M 7 1 3	応用医療統計学特論	2	
	P I M 7 1 4	身体運動医科学特論	2	
	P I M 7 1 5	社会心理学特論	2	
	P I M 7 1 6	身体運動科学特論	2	
	P I M 7 1 7	教育心理学特論	2	
	P I M 7 1 8	応用倫理・死生学特論	2	
	P I M 7 1 9	先制医療学特論	2	
	P I M 7 9 1	生命医科学特別演習Ⅰ	1	★
	P I M 7 9 2	生命医科学特別演習Ⅱ	1	★
	P I M 7 9 3	生命医科学特別研究Ⅰ	2	★
	P I M 8 0 1	生命医科学特別研究Ⅱ	2	★
生命工学コース専門科目	P I B 7 0 1	応用発生工学特論	2	
	P I B 7 0 2	発生エピジェネティクス特論	2	
	P I B 7 0 6	生体超分子科学特論	2	
	P I B 7 0 7	構造生命科学特論	2	
	P I B 7 0 8	ゲノム科学特論	2	
	P I B 7 1 0	応用生殖細胞工学特論	2	
	P I B 7 1 1	生命科学データサイエンス特論	2	
	P I B 7 1 2	生殖器官内分泌学特論	2	
	P I B 7 1 3	生殖細胞発生学特論	2	
	P I B 7 9 1	生命工学特別演習Ⅰ	1	★
	P I B 7 9 2	生命工学特別演習Ⅱ	1	★
	P I B 7 9 3	生命工学特別研究Ⅰ	2	★
	P I B 8 0 1	生命工学特別研究Ⅱ	2	★
関連科目	P T N 7 1 1	学際物理学特論	2	
	P T A 7 0 5	高分子材料化学特論	2	
	P D N 7 1 0	生活健康学特論	2	
	P T M 7 0 1	国際環境技術特論	2	

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中の○印は選択必修科目で、1 単位以上を修得しなければならない。
3. 備考欄中の★印はコース必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
4. ※印の科目を修得しても、修了に必要な単位数に含めることはできない。

10 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻履修規程

制定 平成30年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻（以下「本専攻」という。）の履修等について、必要な事項を定める。

(単位の基準)

第2条 授業科目は、講義、演習、研究及び実習に区分して開講し、その単位の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間をもって1単位とする。
- (3) 研究については、30時間をもって1単位とする。
- (4) 実習については、30時間をもって1単位とする。

(試験)

第3条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業担当教員が必要と認めるときは随時行うことができる。

- 2 前項の試験は、筆記試験、口述試験又は課題レポート等により行う。
- 3 試験を受験することができる者は、各授業科目の授業に3分の2以上出席した者でなければならない。
- 4 特別の理由により試験を受けることができなかった者については、追試験等を行うことができる。

(指導教員)

第4条 教育部細則第22条第3項に定める指導教員グループは、本専攻においては論文指導教員グループと称し、主指導教員と2人以上の副指導教員で組織するものとする。

- 2 主指導教員は、学生が属するコースを担当する教員であって、かつ、教員資格審査により研究指導の資格を有すると認められた教員とする。
- 3 副指導教員のうち少なくとも1名は、医工農学総合教育部の他専攻又は本専攻の他コースを担当する専任教員とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

11 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学 専攻学位論文審査規程

制定 平成30年 3月28日

改正 令和 4年 3月 2日

第1節 総則

(目的)

第1条 この規程は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻の学位論文の審査等について、必要な事項を定める。

第2節 課程修了による博士の学位

(研究の進捗状況の確認)

第2条 学位細則第3条第3項の規定により学位の授与を申請する者（以下「課程申請者」という。）は、学位論文審査の6ヶ月前までに、論文指導教員グループによる研究の進捗状況の確認を受けなければならない。

2 前項に定める研究の進捗状況の確認について必要な事項は、別に定める。

(学位論文審査の申請資格等)

第3条 課程申請者は、提出日に対応する修了日までに、山梨大学大学院学則第39条に定める修了要件を具備できる見込みのある者でなければならない。

2 前項に定める申請資格の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査申請)

第4条 課程申請者は、主指導教員の承認を得た上、学位論文審査願に別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(審査の付託)

第5条 教育部長は、前条の申請を受理したときは、学位細則第9条の規定に基づき、受理した学位論文の審査及び最終試験を医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）に付託する。

(論文審査委員会)

第6条 教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文ごとに、主査1名及び副査2名以上からなる論文審査委員会を設置する。

2 主査は、課程申請者が属するコースを担当する教員であって、かつ、教員資格審査により研究指導の資格を有すると認められた教員（以下「博士担当教員」という。）でなければならない。

3 副査2名は、医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）の博士担当教員とする。

4 前項に定める副査のうち1名は、統合応用生命科学専攻の博士担当教員であることを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、統合応用生命科学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）の承認を条件に、同専攻以外の専攻の博士担当教員とすることができる。

5 副査の3人目以降は、教育部の専任教員以外の教員等を含むことができる。

6 委員総数の半数以内で論文指導教員グループの教員を含むことができる。

7 審査のため必要があるときは、教育部の専任教員のうち、教員資格審査により研究指導補助の資格を有すると認められた教員を委員総数の半数以内で含むことができる。

(論文審査委員会委員の選出)

第7条 論文審査委員会委員は、課程申請者の属するコースのコース主任が、前条の規定により委員候補者（以下「論文審査委員候補者」という。）を選出し、専攻委員会に提案する。

2 専攻委員会は、前項の提案に基づき、審議し、その結果を教授会に提案する。ただし、論文

審査委員候補者の中に教育部の専任教員以外の教員等を含むときは、専攻委員会が当該教員等の資格を判定する。

3 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員会の委員を決定する。

(学位論文の評価基準)

第8条 論文審査委員会は、次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

(1) 論文のテーマの設定

論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。

(2) 論文の論理性

研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。

(3) 論文の記述と構成

論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。

(4) 研究の倫理

国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文からの剽窃がないこと。

(学位論文公聴会)

第9条 論文審査委員会は、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催するものとし、主査がその司会者となる。

2 課程申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行うものとする。

3 論文審査委員会は、原則として開催日の1週間前までに掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。

4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第10条 論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 学位論文の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

3 最終試験では、博士の学位にふさわしい識見を確認する。

4 最終試験の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

5 学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、当該課程申請者の在学する期間内に終了するものとする。

(学位論文審査及び最終試験の結果の報告)

第12条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、論文審査委員会主査は、次の事項を専攻委員会に報告する。

(1) 博士論文審査委員会委員名

(2) 学位論文審査結果の要旨

(3) 最終試験結果の要旨

(4) その他論文審査委員会において必要と認めた事項

(学位授与の審議)

第13条 専攻委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

(学長への報告)

第14条 統合応用生命科学専攻長は、前条の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告する。

第3節 課程修了によらない博士の学位

(学位論文審査の申請資格)

第15条 学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者（以下「論文申請者」という。）は、統合応用生命科学専攻に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者でなければならない。

2 論文申請者は、前項の退学後3年以内の者とする。

(学位論文審査の申請)

第16条 本規程第4条の規定を準用するものとする。

(学位論文審査の付託)

第17条 本規程第5条の規定を準用するものとする。

(論文審査委員会)

第18条 教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文ごとに、論文審査委員会を設置する。

2 論文審査委員会の設置に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(論文審査委員会委員の選出)

第19条 本規程第7条の規定を準用するものとする。

(学位論文の評価基準)

第20条 本規程第8条の規定を準用するものとする。

(学位論文公聴会)

第21条 本規程第9条の規定を準用するものとする。

(学位論文の審査)

第22条 論文審査委員会は、学位論文の審査を行う。

2 学位論文の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

3 学位論文の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査の結果の報告)

第23条 学位論文の審査が終了したときは、論文審査委員会主査は、次の事項を専攻委員会に報告する。

(1) 博士論文審査委員会委員名

(2) 学位論文審査結果の要旨

(3) その他論文審査委員会において必要と認めた事項

(学位授与の審議)

第24条 本規程第13条の規定を準用するものとする。

(学長への報告)

第25条 本規程第14条の規定を準用するものとする。

第4節 その他

(その他の事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項（平成28年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

12 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻長期履修学生規程

制定 平成30年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、山梨大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2第2項の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修学生の申請をすることができる者は、職業を有している等の理由より学則第18条第3項に規定する標準修業年限を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者とする。

(申請の手続き)

第3条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書（様式任意）

2 申請書類の提出期間は、原則として次の各号に掲げる日までとする。

- (1) 入学資格を有する者のうち、4月入学者は入学前年度の2月末日、10月入学者は入学年度の8月末日までとする。
- (2) 在学生が希望する時は、4月入学者は長期履修開始前年度の2月末日、10月入学者は長期履修開始年度の8月末日までとする。ただし、学年の途中から長期履修学生となることはできない。

(許可)

第4条 長期履修の可否は、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修期間)

第5条 入学時に長期履修学生として認められた者の履修期間は、標準修業年限を含めて4年、5年又は6年とする。

2 在学中から長期履修学生として認められた者の履修期間は、未修学期間の2倍に相当する年数以内とする。

(在学年限)

第6条 前条第1項に規定する者は、長期履修期間に3年を加えた年数を超えて在学することができない。

2 前条第2項に規定する者は、長期履修期間と既在学年数に3年を加えた年数を超えて在学することができない。

(長期履修期間の変更)

第7条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者のうち、4月入学者は適用前年度の2月末日、10月入学者は適用年度の8月末日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

2 変更の可否は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(授業料)

第8条 長期履修学生に係る授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 長期履修期間4年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の4分の3

- (2) 長期履修期間 5 年 授業料等に関する規程に定める年額の 5 分の 3
 - (3) 長期履修期間 6 年 授業料等に関する規程に定める年額の 6 分の 3
 - (4) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者は授業料等に関する規程に定める年額
 - (5) 10 円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。
- 2 第 5 条第 2 項に規定する者に係る授業料の年額は、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を長期履修期間で除した金額とする。
 - 3 前条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、変更後の期間で除した金額を徴収するものとする。
 - 4 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第 9 条 長期履修学生は、その資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程工学領域及び医学工学融合領域に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻生体環境コース長期履修学生制度細則（平成 28 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程
統合応用生命科学専攻長期履修学生申請書

年 月 日

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

コース名	コース
受験番号／学籍番号	
氏 名	印

下記により、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 印

3 長期履修期間

開始学年： 年次 から
長期履修期間： 年 月 日～ 年 月 日 (年間)

(注) 長期履修期間については、各学域の大学院担当に御相談下さい。

※ 提出書類については、長期履修学生の審議にのみ利用いたします。

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程
統合応用生命科学専攻長期履修期間変更申請書

年 月 日

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

コース名 _____ コース _____

学籍番号 _____

氏 名 _____ (印)

下記により、長期履修の期間変更（ 延長 ・ 短縮 ）を希望しますので、申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ (印)

3 当初許可された長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

4 変更後の長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

※ 提出書類については、長期履修学生の審議にのみに利用いたします。